三　その他法第四十五条の三第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月二十五日）から施行する。

○内閣府令第九号
厚生労働省令第九号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）の施行及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）を実施するため、労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令等の一部を改正する命令

（労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第一条　労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章の二　略］	［第一章～第四章の二　同上］
第四章の三　特定事態における資本の増強に関する特別措置（第八十一条の二―第八十一条の三十七）	第四章の三　労働金庫等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第八十二条―第九十六条）
第四章の四　労働金庫等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置	
第一節　組織再編成等実施計画等の認定等（第八十二条―第九十六条の四）	
第二節　共同化措置実施計画の認定等（第九十六条の五―第九十六条の十七）	
第五章　［略］	第五章　［同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　この命令において、「金融機関等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「協同組織金融機関」、「経営強化計画」、「特定協同組織金融機関等」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「承継金融機関等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」、「対象協同組織金融機関」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「対象協同組織金融機関等」、「協同組織金融機関」、「優先出資の引受け等」、「協同組織金融機能強化方針」、「特定事態」、「特例金融機関等」、「特例協同組織金融機関」、「特定特例協同組織金融機関」、「特別対象協同組織金融機関等」、「組織再編成等」、「組織再編成等実施計画」、「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」、「共同化措置実施計画」又は「協定」とは、それぞれ	**第一条**　この命令において、「金融機関等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「協同組織金融機関」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」、「対象協同組織金融機関」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「対象協同組織金融機関等」、「承継協同組織金融機関」、「協同組織金融機関等」、「優先出資の引受け等」、「協同組織金融機能強化方針」、「特別関係協同組織金融機関等」、「組織再編成等」、「実施計画」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三項、第五項、第六項若しくは第八項、第四条第一項、第五条第一項、第十四条第一項若しくは第二